

令和4年

松前町議会

第5回臨時会会議録

令和4年10月21日 開会

令和4年10月21日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和4年10月21日(金曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第3 会期の決定	3 頁
○日程第4 議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)(提案 説明・質疑・討論・採決)	4 頁
○日程第5 議案第56号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回) (提案説明・質疑・討論・採決)	9 頁
○閉会宣告	11 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
55	令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)	4.10.21	原案可決
56	令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)	同上	同上

令和4年10月21日（金曜日）第1号

令和4年
松前町議会第5回臨時会
令和4年10月21日(金曜日)第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)
 - 日程第5 議案第56号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)
 - 日程第5 議案第56号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
-

◎出席議員(12名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤隆信君
保健福祉課長	堀川昭彦君	商工観光課長	田中建一君
建設水道課長	横山義和君	会計管理者	三浦忠男君
病院事務局長	白川義則君	監査委員	藤崎秀人君
監査委員事務局長	鍋島孝明君		

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年松前町議会第5回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和4年松前町議会第5回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番齊藤勝君、1番疋田清美君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第55号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第55号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)は、国のエネルギー食料品価格等の高騰対策である物価高騰等の影響を受けた生活者及び事業者に対する施策として、住民税非課税世帯へ5万円の給付金及び地方自治体へ、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下「臨時交付金」と称させていただきます。この臨時交付金の中に電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金、以下「重点支援交付金」と称させていただきます。この臨時交付金の中に重点支援交付金を創設し、地方においても物価高騰等に対応した支援を速やかに進めることとされました。町としても、冬場を控え、先が見えない物価高騰等が町民及び町内事業者に影響を及ぼすものとして、その影響を緩和するための補正予算を中心とした緊急を要する経費の計上でございます。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和4年度松前町の一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千399万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1千42万8千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。8ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項5目地域振興費の11節及び18節の物価高騰等対策事業費合計で、3千738万9千円の追加計上です。これは、先ほど説明しました国のエネルギー食料品等価格高騰対策で、住民税非課税世帯に対し5万円の給付金が給付されることに伴い、非課税世帯を除く低所得世帯や事業者への物価高騰等対策における町独自の施策として、事業者支援を実施するための経費の計上です。主な内容は、これまで北海道が新型コロナウイルス感染対応で実施してきた事業者支援を参考に、個人事業者へ5万円、法人事業者へ10万円の支援を基本とし、更に法人の中でも従業員5名以上の法人等には20万円を支援し、石油や資材及び仕入れ値等の高騰に対する影響を緩和するためのものでございます。支援の詳細は、参考資料として、29ページに物価高騰等対策事業者支援金給付事業の概要を掲載しておりますのでご参照願います。

なお、本事業の財源は一般財源で措置しておりますが、国の臨時交付金の中に創設された重点支援交付金の対象になるものと考えておりますが、国から配分された重点支援交付金の配分額が低かったことから、後で説明する町民に対する支援事業へ優先的に充当したことにより、一般財源での対応となったところでございます。

それでは、9ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、1億3千373万3千円の追加計上です。10節、11節、12節及び10ページ18節に計上する電力・ガス・食

料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費合計で、9千152万7千円の計上です。これは、電気、燃料等のエネルギー価格と食料品等の価格高騰により、国は住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円の給付金を給付することとした経費の計上で、基本的には令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯及び予期せずに家計が急変し、非課税世帯と同等であると認められる世帯、1世帯につき5万円を支給するもので、対象世帯として、非課税世帯が1千790世帯、家計急変世帯が10世帯の合計で1千800世帯を想定しております。これにより、給付金総額は9千万円と、支給にかかる事務費として、152万7千円の合計9千152万7千円を計上したところでございます。なお、詳細につきましては、参考資料として、30ページに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、9ページ、10節、11節及び10ページ、18節に計上する新型コロナウイルス感染症緊急経済対策物価高騰等対策事業費合計で、4千220万6千円の計上です。これは、先ほど説明したとおり、国では物価高騰等の対策として、住民税非課税世帯等へ1世帯5万円の支給をすることとしております。原価の物価高騰等の影響は、確かに非課税世帯の影響は大きいものでありますが、非課税世帯以外の世帯への影響も必ずしも少なくありません。このため、国では非課税世帯以外の低所得世帯への対策の他、自治体の事情に応じた生活者や事業者への支援が図られるよう、臨時交付金の中に重点支援交付金を創設し、その予算6千億円を地方自治体へ配分したところでございます。松前町には、3千813万8千円の配分があり、町としては非課税世帯以外の世帯の影響緩和を考慮し、児童手当支給基準の所得以外の世帯を目安に、1世帯あたり2万円の物価高騰等対策給付金として、想定する対象世帯数2千1世帯の総額で、4千2万円を支給することとしたものでございます。また、当該給付金の対象外となる一定の所得のある想定世帯数は、79世帯となるところでありますが、物価高騰等の影響は全町民にわたるものでもあり、影響の緩和を図るためにも、町独自で給付金の対象外となる世帯へ同額の2万円を物価高騰等対策支援金として、79世帯の総額で158万円を支給することとしたものでございます。なお、詳細につきましては、参考資料として、31ページに物価高騰等対策給付金及び支援金給付事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。また、事業者支援金の際に説明した重点支援交付金配分総額の3千813万8千円は、全額物価高騰等対策給付金に優先的に財源充当をしたところでございます。

11ページです。4款1項3目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業合計で39万2千円の追加計上です。これは、現在オミクロン株対応ニカワクチンの集団接種予約受付を実施中ではありますが、想定以上に予約件数が少なく、現在国で協議している接種間隔の短縮の方針が決定次第、第2弾となるニカワクチンの集団接種を予定しており、その際再度全未接種者へ個別通知を送付する予定であることから、その経費の既存予算に対応する不足分の経費の計上です。

次に、7目病院費の病院事業会計に対する補助金で、198万円の追加計上です。これは、町立松前病院のボイラーが経年劣化等による故障が多く、保守点検においてもいつ重大な故障がおこるか保証できない状態であるとされており、病院の建て替えの予定もあるところではありますが、病院運営に支障を生ずる見込みが大きいため、来年度の早いうちにボイラーを更新する必要があるとあり、そのボイラー更新工事に係る病院事業会計で予算措置する実施設計業務委託料、396万円の2分の1を操出基準に基づき、一般会計が負担する補助金の計上です。

12ページです。13款1項1目職員給与費3節職員手当等で50万円の追加計上です。

これは、先ほど説明した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施に係る職員時間外勤務手当45万円と、会計年度任用職員時間外勤務手当5万円の計上です。なお、附表として給与費明細書を13ページから27ページにかけて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、4千343万7千円の追加計上です。これは、歳出に対応した財源調整による計上です。

7ページです。14款2項1目総務費国庫補助金から、3目衛生費国庫補助金の合計で、1億3千55万7千円の追加計上です。これは、歳出に対応する国庫補助金の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額59億6千743万4千円に、補正額1億7千399万4千円を追加し、補正後の額を61億4千142万8千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1億7千399万4千円を追加し、補正後の額を61億4千142万8千円にするものでございます。

以上で議案第55号、令和4年度松前町一般会計補正予算(第7回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 1点だけ、資料ページ29ページの物価高騰等対策事業費支援給付、資料の方から質問でございますけども、これは、国からの補助がつくかつかないかというの見通しっていうのは、そこをもう一回お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) 今の福原議員の資料、参考資料29ページの事業の国の補助がつくか、つかないかの見通しというお話でございますが、前段でご説明させていただいたものがあるんですが、歳入の7ページをちょっと開いていただきたいんですが、14款2項1目に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金重点支援分3千813万8千円とありますが、これが事業者支援金も含めた分の国からくる交付金の全額でございます。この後、本当に一切こないもんですから、先ほども説明したとおり、ちょっと国の配分が低い状況であるというご説明をさせていただきました。そして、これを事業者支援金も対象になると考えておりますが、まずは町民の2万円の給付事業の方に優先的に入れさせてもらいましたという状況でありますので、見通し的には、このお金の他には来る予定はありません。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 事業としては必要だっていう認識はわかりますけども、何か大きい額だなあと考えたもんですからね、何か方法論はないのかなとったりして、それを聞いたわけでございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

11番堺君。

○11番(堺繁光君) いつも手厚い支援、町民の皆さん、ありがたいなあとおっしゃるんですけども、よくこれを理解してない町民がいるんですね。その辺のところ、わかりやす

い周知の仕方、これも必要でないかなと思うんですよ。

もう一つですね、所帯が別で息子さんの、保険なんか息子さんの保険にかかっているんですけども、住まわれている所帯が全く別な人がいるんですけども、そういう方々は、この支援に対して該当するものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 堺議員、恐れ入ります、種類がいろいろお金にあるので、どの部分を聞きたいのか、はっきりしていただければと思います。

○11番(堺繁光君) 5万円の部分と2万円の部分の周知の仕方。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今、堺議員の方から制度周知を、まだなかなか町民の方々がわからないという方がいるというようなお話で、その周知をどうしたらいいかというようなお話でございました。

まず、今回の制度、先ほど財政課長からございましたとおり、二つというふうに整理していただければいいと思います。一つは、国が全国民に対して行う制度で、5万円というフレーズを使わせていただければ、5万については、住民税の非課税世帯、この方を対象に国の制度に基づいて、1世帯あたり5万円を給付するというようなこととございます。ですから、こちらについては、もう個人情報等々も行政側の方で把握して、対象者の方に通知をするというような取り扱いができる制度とございますので、対象になる方に個別に通知をして、そして確認書をいただくというようなことになるものですから、その通知が届かない方については、基本的には対象外ということなのですが、自分が対象外かどうか分かりづらいというような方については、先ほど言った、あくまでも5万円の住民税非課税世帯と、令和4年度の住民税非課税世帯の方が対象になるというような形の状況とございます。

当然町広報、時間のない中ですが、町広報等々で周知しながら、もし一度往復で確認書を送付していただくという方法をとりませんが、状況では再度周知勧奨もしていきたいというようなことで考えてるところでございます。

それから、2万円の方でございますけれど、これは5万円の部分とは別で、町で、先ほど財政課長が言った国の交付金を使いながらやる事業ということで、こちらは今言った非課税世帯を除く世帯を対象にするということですが、こちらは残念ながら国の制度じゃないので、本人からのこれは確認書ではなくて申請行為になります。本人が対象になるかどうかは申請していただいて、それで所得確認等も本人の同意が得られなければ、我々も情報を得ることができないので、その二つを送付して、同じく送り返してもらうというようなこととございますので、一言、ザクッと一番わかりやすいルールとすると、5万円は住民税非課税世帯の方がもらえますよと、それから2万円の方は課税されてる方々でも対象になると思うんですけど、申請して、こちら側の確認が必要だというような捉え方をいただければいいのかなというふうに思います。

この中で、資料にあるとおり、対象、例えば世帯分離されてる方々とかは、税法上の扶養になってる世帯は、残念ながら対象になってこないというような形のものもございまして、この点だけが、もしかしたら今堺議員が言われるようなお話がどうなんだろうねというところがございまして、この3点の部分をきちんとわかりやすい説明をしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 11番堺君。

○11番(堺繁光君) 私は、ある程度理解するんですけども、高齢者の方が多いもんですから、役所の方に手続きをするという、手続き手順を踏んでやるってこと自体が、高

齢者の方がなかなか理解されていない人もいますので、その辺のところ、わかりやすい周知の仕方をお願いしたいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 堺議員のご心配、重々わかります。当然当課では、私ども保健福祉課でございます。高齢者の方については、高齢者の対応は当課でもって高齢者対策等々してございますので、全ての課題問題、今みたいな疑問を当課にお寄せいただいて、ちょっとしたことで指導、相談受けていけるような体制をとりながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 1点だけ確認なんですけど、説明資料30ページ、3番目の(2)番の家計急変世帯、これ10世帯とありますが、これ既に実態としてつかんでいる数字なのか、それともこれから、おおむね10世帯ほどあるんじゃないかっていう、そういう見込みで出した数字なのか。それから、または、申請がおそらく10世帯ぐらいでないかっていうことか、ちょっとその辺の考え方お知らせください。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今30ページの資料の関係で、沼山議員の方からのご質問でございました。家計急変世帯が10世帯でございますけど、これはあくまでも予算上で想定してる数字でございまして、例えば類似した事業として、令和2年度から住民税非課税世帯ですとか、子育て世帯等々の給付金事業がこれまでございました。事業の中には、家計急変がゼロ、申請ゼロというものもございましたし、実績として、6件ほどの申請があったというようなものもございまして、これは、今年度実際につかんでる数字ではなくて、過去の実績等々から勘案して、この程度を見込んで対応していきたいというような世帯数でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

2番飯田君。

○2番(飯田幸仁君) 今回の支援金給付の振込方なんですけども、マイナンバーカードをつくってくださってというふうに活動もされてまして、中には口座番号を紐付けてる人と紐付けてない人と、マイナンバーカード自体をつくってない人。確率で言うとマイナンバーカードと口座番号を紐付けてる割合が非常に少ないと思うんですけども、今回の給付の仕方はマイナンバーカードを全く使用しない状態での給付になるのか、教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今の飯田議員からですね、現在国で進めておりますSDGs、DX、それから効率的な行政運営等々ということでマイナンバーカードの普及が急がれて、先だって河野大臣もこれに向けて保険証等々ということで、重大政策等やっているとございまして。

今回の提案させていただいた給付金については、やはり物価高騰ということで急務、急ぐと。ロシア等々の関係で先が見えない中で、国民、町民の心配を払拭して行って、実生活を支えるという意図がございまして、飯田議員おっしゃったように、現在のマイナンバーカード普及率を鑑みた時には、これらを活用するという選択肢はほぼないんだろうと思っております。

それで、この5万円、2万円についても、やはり確認書の中で口座確認を本人からさせていただいて、そこに振り込んでいくというようなことで、マイナンバーカードの活用って

ことは、今回は考えていないということでございます。

○議長(伊藤幸司君) 2番飯田君。

○2番(飯田幸仁君) 給付のことにつきましてはわかりました。やはり、町としても国としてもマイナンバーカードっていうものの普及が重要になってきますし、特にこういうふうな場合は、やはりつくっておいた方がいいんでないかとか、あるいは紐付けした方がいいんじゃないか、あわよくば保険証も将来そういうふうにつながるからっていうことで、町としては何か一つ付け加えたものがあると、町民にももう少し納得いくんではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、町広報には毎月のようにそういった、つくってくださいっていうような広告が載ってますけど、こういうのは、とてもいいチャンスだと思いますので、ぜひとも町民でまだつくられてない方に、何かアピールしてもらえればなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今、飯田議員からのマイナンバーカードの推進をもっとしていきなさいという中でのお話だと思われま。我々も国の方からいろいろ推進をするようにと言われておりますし、現在町の普及率というのが、約55%ぐらいなので、国は平均45%ぐらいだと承知してまいますので、それよりは上回ってます。

ただ、国では70%以上とかっていう話もしてまいますので、様々町民の方でマイナンバーカードが有効だとわかってきてる方も増えてきてますし、まだまだ情報が漏れるんじゃないかとか、そういう思いでちょっとマイナンバーカードの作成を躊躇されてる方もいらっしゃいますので、その辺を、我々もなかなか広報及び、こういうような機会をつかみながら推進を図っていくということに努力したいと思っております。

残念ながら本当にカードつくるのは、一応基本的に任意なものですから、なかなか我々が強制的にできるものでもなくて、努力をするしかないなという気持ちで、町としては推進をしていきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第55号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号 令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第56号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) おはようございます。

ただ今議題となりました、議案第56号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第

3回)につままして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につまましては、本年9月3日に実施されましたボイラー等定期性能検査の結果、2号ボイラーが大規模な修理を行わなければ使用ができないという状況となっております。院内ボイラーにつまましては、昭和53年設置以来、44年が経過し、経年劣化が進んでおり、新病院の建設を控えている状況から、ボイラー等設備の修繕に毎年数百万程度をかけて対応をしてまいりましたが、修理を実施しても経年劣化による故障が懸念されるため、院内ボイラー2基を更新しようとするもので、年度内に実施設計及び2号ボイラーの修理を行い、令和5年度春頃を目処に更新工事を施工する予定であります。

補正の内容につまましては、収益的支出の医業費用で経費、また、資本的収入及び支出については、補助金及び建設改良費をそれぞれ増額補正しようとするものです。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。第1条は総則です。令和4年度松前町病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額13億9千995万3千円に補正予定額561万円を追加し、補正後の予定額を14億556万3千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用既決予定額13億8千637万3千円に補正予定額561万円を追加し、補正後の予定額を13億9千198万3千円に致そうとするもので、経費の庁舎等修繕費で2号ボイラー修理のため、561万円を増額しようとするものです。

先ほどご説明したとおり、新しいボイラーが稼働できるまで、ある程度の時間がかかることから、これから暖房期をむかえるにあたり、現在稼働している1号ボイラー1基だと負担が増し、故障の原因となりかねないことから2号ボイラーの修理を実施したいと考えております。

第3条は、収益的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額2千600万4千円を、不足する額2千798万4千円に。過年度分損益勘定留保資金2千500万4千円を、過年度分損益勘定留保資金2千698万4千円に改め、同上に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

2ページをお開き願いたいと思います。収入です。第1款資本的収入は、既決予定額4千35万8千円に、補正予定額198万円を追加し、補正後の予定額を4千233万8千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第2項補助金、既決予定額3千650万6千円に、補正予定額198万円を追加し、補正後の予定額を3千848万6千円に致そうとするもので、ボイラー更新工事实施設計委託に係る一般会計からの補助金198万円を増額しようとするものです。支出です。第1款資本的支出は、既決予定額6千636万2千円に、補正予定額396万円を追加し、補正後の予定額を7千32万2千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項建設改良費、既決予定額2千680万6千円に、補正予定額396万円を追加し、補正後の予定額を3千76万6千円に致そうとするもので、ボイラー更新工事实施設計に係る委託料として、396万円を増額しようとするものです。

予算実施計画他関係書類につまましては3ページから5ページに、6ページに予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上が、議案第56号、令和4年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第56号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和4年松前町議会第5回臨時会を閉会致します。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齊 藤 勝

署名議員 疋 田 清 美